

## 生涯学習振興ガイドライン開発方法論に 関する予備的検討

田 井 優 子  
(八洲学園大学)

### はじめに

日本生涯教育学会では生涯学習振興のためのガイドライン作成方法について検討を行うため、2009（平成21）年1月より生涯学習振興ガイドラインモデル開発検討委員会を新設した。同委員会ではこれまで、生涯学習および生涯学習支援に関連するガイドラインの事例調査やガイドライン作成モデルの検討が重ねられてきている。

本稿は、同委員会で提案された「生涯学習振興ガイドライン作成モデル」（後述）を使って実際にガイドラインを作る検討作業の中から、特に理念の具現化のためのガイドライン作成方法についての検討結果を取り出してまとめた報告である<sup>(1)</sup>。

以下では、まず、ガイドライン作成モデルの概要と、今回取り上げる問題について述べ、次に、T市の事例を手がかりに、理念具現化段階のガイドライン作成モデルを検討した結果を報告し、最後に、今後の課題を述べることにしたい。

## 1 検討の概要

### (1) 経緯

今日の我が国では、行政の効率化や地方分権化の推進等を背景に、施策や計画の目的を達成するための道筋や、一定の行政効果をあげるための政策手段の編成をどうしたらよいかということについての参照基準を示した「ガイドライン」を作成する動きが進んでいる。このような中であって、今後は生涯学習振興行政でもガイドラインを作成し、施策・計画の成果（効果）をあげることが大きな課題となってくるであろう。そうなれば、まず、ガイドラインがどのようなもので、それを作るにはどのようにすればよいのかを明らかにすることから始めなければならないが、その検討は、まだ手つかずのままになっている。

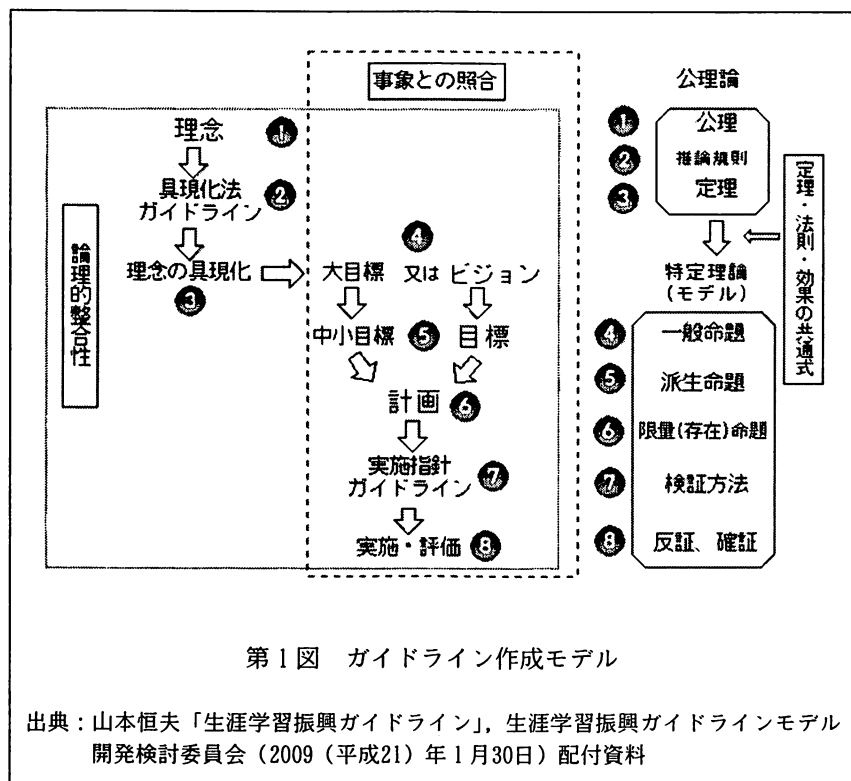
そのような課題解決の一端を担うことを目的として、本学会内に「生涯学習振興ガイドラインモデル開発検討委員会」が設けられ、2009（平成21）年1月から生涯学習振興のためのガイドライン作成方法についての検討が行われてきた。同委員会ではこれまで、(1) ガイドラインの事例調査、(2) ガイドライン作成モデルの検討が重ねられてきている。本稿では、そのような検討のうち、(2) に関わって、T市が現在策定作業を進めている「第二次こども・家庭応援計画」の素案<sup>(2)</sup>を手がかりに、ガイドライン作成モデルの使い方を検討した結果を報告する。

### (2) 問題の限定

第1図は、行政におけるガイドラインの作成を公理論の一般的な理論構造のひとつの解釈としてモデル化したものである。

図は理念の具現化(①～③)から、計画化(④～⑧)への流れを示しており、それぞれの段階に「理念の具現化のためのガイドライン」(②)と「計画の実施のためのガイドライン」(⑦)が位置づけられている。

理念の具現化のためのガイドラインは、ある理念に基づいて計画を立案するというとき、その計画の目的、目標を設定するための枠組を理念からどのように導き出すかの手がかりを示すもので、計画の実施のためのガイドライ



ンは、計画の目的、目標を達成するために必要な手段をどのように編成したらいいかを示すものである。

本稿では、理念の具現化のためのガイドラインに焦点を絞り、以下の2点についてガイドライン作成モデルの検討を行う。

検討1：ガイドライン作成モデルに当てはめる要素の取り出し方

検討2：理念の具現化のためのガイドラインから計画実施のためのガイドラインを作る方法

## 2 ガイドライン作成モデルの検討

### (1) 理念の具現化のためのガイドラインの作成手順

理念の具現化のためのガイドラインは次の手順で作成する<sup>(3)</sup>。

手順1： 理念を挙げ、式に表す。

手順2： 条件を挙げ、式に表す。

手順3： 前提式（論理式、関係式、モデル式など）を挙げる。これは計算の過程で入れることもある。

手順4： 共通式<sup>(4)</sup>を挙げる。これは計算の過程で入れることもある。

手順5： 式を計算規則に従って計算し、理念、条件、前提を構成する要素の論理や関係を明示する。取り上げる式が単純であれば、図を用いて構成要素間の構造を明らかにしていく方法も可能である。

手順6： 計算結果を解釈する。

この手順は、第1図（ガイドライン作成モデル）の①～③にあたる。

### (2) 検討1：ガイドライン作成モデルに当てはめる要素の取り出し方

以下では、T市の事例を用いてガイドライン作成モデルに当てはめる要素の取り出し方（理念、条件、前提の定式化の仕方）を検討する。

○手順1：理念を挙げ、式に表す。

このステップでは、目的設定のために理念を分解する。

#### 【T市こども・家庭応援計画 基本理念】

たくましい子ども、やさしい子ども、夢をもつ子ども

1. 子どもたちが、豊かな自然のなかでさまざまな体験をつみ、人々との交流のなかでお互いの個性を認め合い、生きる力を育んでいくことを応援します。

2. 様々な課題をもつ子どもや親・家庭には必要な支援をきめ細かく提供していきます。
3. 生命が宿ってから青年期までを教育・保健・医療・福祉が連携して、継続的、総合的な支援をしていきます。
4. 子育ての喜びや大変さを分かちあえるまちを作ります。そのために、地域の教育力を高め、地域の人々が相互に協力して支えていくことを大切にします。

応援：地域の子育て、子育てを広く市民と行政等と一緒に支えあっていくこと

支援：何らかのニーズがある子どもや家庭に対して、行政等の専門機関が中心となって支えていくこと

これを次のように分解する。

A：T市が目指す子ども像

A1：たくましい子ども

A2：やさしい子ども

A3：夢をもつ子ども

B：T市が目指す子ども像を実現するための方法

B1：自然体験

B2：人と人との交流

B3：教育・保健・医療・福祉による継続的・総合的な支援

B4：市民と行政等による応援

B5：地域の人々による働きかけ

○手順2：条件を挙げ、式に表す。

ここでいう条件は、理念の具現化を制約する要素のことである。今回は該当する要素がなかったため、挙げていない。

○手順3：前提式を挙げる。

目的設定の前提となるものをあげる。今回は、①人間形成の観点、②生涯学習の観点の2つを前提として取り上げた。

① 人間形成の観点

「T市子ども・家庭応援計画」はこれからのT市が福祉と教育を推進していくための基本計画として位置づけられているが、現行の計画（第一次計画）は医療・福祉・保健の視点からの支援に重点が置かれており、人間形成の観点（社会化および教育の観点）<sup>(5)</sup>が希薄である。子どもの成長・発達を支えるためには後者の観点も不可欠であり、ここで前提として導入することとする。

C：人間形成的な働きかけ

C1：社会化

C2：教育

② 生涯学習の観点

第一次計画では生涯学習の観点が希薄だが、教育基本法の改正にともない生涯学習の観点を明確に打ち出したいとの要望がT市からあった。そこで、「T市生涯学習都市宣言」の内容を前提として導入することとする。

【T市生涯学習都市宣言】

T市は、地域の特性を生かし、人間性豊かな人づくり、明るく活力あるまちづくりに取り組んでいる。

わたくしたちは、自らすすんで市民憲章の実践につとめ、生涯各時期における諸課題をとらえ、その解決にむかって学び続けるとともに、豊かな個性、創造性の花を咲かせる「りんどうの里 高原生涯学習都市」の実現をめざすものである。

D：生涯各期の学習課題<sup>(6)</sup>

D1：（周産・乳幼児期）みんなと遊び、人間としての生活や心の基本を身につける

D2：（児童・思春期）みんなと学び、豊かな人生を送るための基本を身につける

D3：（青年期）若さを楽しみながら社会で活躍するための基本を身につける

D4：（壮年期）社会を維持し、次世代を育成するため心身ともに健康で家族との生活を楽しむ

D5：（熟年期）蓄えた知識、技能を地域社会に活かし健康でゆっくりとした時間を味わう

E：豊かな個性、創造性の開花

○手順4：共通式を挙げる。

今回の検討では用いていない。

取り出した要素を、計画の目的にあたる要素とそれ以外の要素に分け、整理したものが、第1表「理念具現化のための目標設定フレーム」である。（この作業は手順5に当たる）。

第1表 理念具現化のための目標設定フレーム

|                    | B1<br>自然体験 | B2<br>人と人との<br>交流 | B3<br>支援 | B4<br>応援 | B5<br>地域の<br>働きかけ | D1 ∧ E, D2 ∧ E,<br>D3 ∧ E<br>学習成果 |
|--------------------|------------|-------------------|----------|----------|-------------------|-----------------------------------|
| A1<br>たくましい<br>子ども |            |                   | C1 社会化   | C1 社会化   | C1 社会化            |                                   |
|                    |            |                   | C2 教育    | C2 教育    | C2 教育             |                                   |
|                    |            |                   | その他      | その他      | その他               |                                   |
| A2<br>やさしい<br>子ども  |            |                   | C1 社会化   | C1 社会化   | C1 社会化            |                                   |
|                    |            |                   | C2 教育    | C2 教育    | C2 教育             |                                   |
|                    |            |                   | その他      | その他      | その他               |                                   |
| A3<br>夢をもつ<br>子ども  |            |                   | C1 社会化   | C1 社会化   | C1 社会化            |                                   |
|                    |            |                   | C2 教育    | C2 教育    | C2 教育             |                                   |
|                    |            |                   | その他      | その他      | その他               |                                   |

（3）検討2：理念の具現化のためのガイドラインから計画実施のためのガイドラインを作る方法

先に提示した目標設定フレーム（第1表）が、計画実施のためのガイドラ

インを作成する際の枠組となる。具体的には、目標設定フレームのセルごとにT市の条件（人的資源、施設・機関等）を入れて、計画の目標を検討していくことで、計画実施のためのガイドラインを導出することができる。

なお、計画立案にあたっては、「社会教育計画における目標設定と評価指標設定の手順」<sup>(7)</sup>を参考にして、計画案と同時に評価案を作成する方法を用いるのがよいだろう。

### 3 今後の課題

今回提出した理念具現化のための目標設定フレーム(第1表)については、仮にT市の条件を入れて計画の目標設定を行ってみて、問題がないかを検討する必要がある。それについては今後の課題としたい。

#### < 註 >

- (1) 本報告は、日本生涯教育学会第30回大会生涯学習政策研究フォーラム（2009（平成21）年11月8日）において発表した内容に一部修正を加え、まとめたものである。
- (2) 当該計画は、第一次計画で掲げられた理念「たくましい子ども、やさしい子ども、夢をもつ子ども」を継承し、その実現に向けて、18歳までの子どもの成長・発達に関連する教育・福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である。子どもの成長・発達への支援とともに、親や地域住民が子どもの成長・発達を支える大人として成長することも重要であるとの観点から、親や地域住民に対する学習支援が盛り込まれているのが特長である。  
フォーラムでの発表当時は計画の素案を検討している段階だったため、今回の検討では素案を用いている。
- (3) 山本恒夫「ガイドライン作成における共通式の活用」、生涯学習振興ガイドラインモデル開発検討委員会（2009（平成21）年10月9日）配付資料を参照。なお、配布資料には手順5の図による構成要素間の関係説明についての説明がないので、ここでは追加した。
- (4) 共通式とは、さまざまな領域の法則や効果に含まれる論理と要素間関係を抽出し、定式化したものである（山本恒夫『『事象の理論』への共通式の導入』『八洲学園大



学紀要』第4号，2008（平成20）年，pp. 111-118）。これまでに抽出された共通式は定理・法則12，効果9，計21あり，それらを事象の問題解明に用いる手順も提出されている。

- (5) 社会化も教育も，ともに個人に対する他者からの人間形成的な働きかけである。社会化はその社会の成員にするために，規範や行動様式を習得させることで，平均的・類型的人間の形成が志向され，社会への適応に力点がある。一方，教育には何らかの価値を目指す目標があり，教育はそれへ向けての人間形成の働きかけである。単なる適応を越えて，創造や革新を追求しようとする。
- (6) D1～D5は『T市第4次総合計画』の生涯学習関連項目を参照。
- (7) 『地方公共団体における社会教育計画等の策定及び評価に関する調査研究報告書』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター，2009（平成21）年3月，pp. 13-15。